

清瀬市重度身体障害者等緊急通報システム事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第12項に規定する、重度身体障害者等緊急通報システム（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年3月30日付東京都18福保障在1751号）に基づき事業を実施することにより、重度身体障害者等の生活の安全を確保し、もって在宅身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者緊急通報システム 市内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし又は同居の家族が高齢等によりその助けを得られない（以下「ひとり暮らし等」という。）身体障害者が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥った時に、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域通報協力体制による速やかな援助を得て、ひとり暮らし等の身体障害者の援護などを行う制度をいう。

(2) 障害者緊急通報システム（民間型） 市内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥った時に、無線発報器等を用いて民間受診センターに通報することにより、関係機関又は現場派遣員による速やかな援助を得て当該障害者の援護等を行う制度をいう。

2 前項の「民間受診センター」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けているものうち、市長から重度身体障害者等緊急通報システム（民間型）に係る委託をうけたもの（以下「事業者」という。）が、当該システムに係る業務を行う施設をいう。

(対象者)

第4条 事業を利用できるのは市内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者であって、障害の程度が身体障害者手帳1級若しくは2級の者又はその他市長が特に必要を認めたものとする。

(利用の決定等)

第5条 緊急通報システムの利用申請及び利用者の決定等は次のとおりとする。

(1) 緊急通報システムを利用しようとする者は、重度身体障害者等緊急通報システム利用申請書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は申請書の提出があった時は申請した者を緊急通報システム機器の設置に伴う調査（確認）書に基づき調査を行い、利用の適否を決定し、利用することが適当であると認められる者（以下「利用者」という。）については、重度身体障害者等緊急

急通報システム利用決定通知書により、利用することが適当でない認められた者については重度身体障害者等緊急通報システム利用却下通知書により申請者に通知するものとする。

(緊急通報システム機器の設置)

第6条 市長は前条により決定した利用者に対し、緊急通報システム機器（以下「機器」という。）を設置し貸与する。

(機器の管理)

第7条 利用者は善良な管理者の注意をもって機器を使用しなければならない。

2 利用者は機器の現状を変更、若しくは転貸、その他本事業の目的以外に使用してはならない。

(費用負担)

第8条 市長は緊急通報システムの利用者又はその者の属する世帯（配偶者）の所得に応じて別表の基準により機器の設置に要する費用を負担させるものとする。

2 市長は、緊急通報システム（民間型）の利用者又はその者の属する世帯（配偶者）の所得に応じて別表の基準により機器の利用に要する費用を負担させるものとする。

3 市長は前各項の規定により利用者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）が生じる場合は重度身体障害者等緊急通報システム利用者負担額通知書により利用者に通知し、利用者負担額に変更が生じた場合は変更通知書により利用者に通知するものとする。

(緊急通報協力員等の設置及び活動内容)

第9条 市長は事業の実施のため、原則として利用者1人につき3人以上の緊急通報協力員等（以下「協力員」という。）必要な地域協力者を設置する。緊急通報システム（民間型）の利用者のこの限りではない。

2 協力員は利用者の推薦によるものとする。

3 協力員及び協力者は、次の各号に定める活動を行うものとする。

(1) 市及び東京消防庁清瀬消防署と緊密な連携のもとに利用者の安否の確認を行うこと。

(2) 前号の確認結果は、市、東京消防庁清瀬消防署及びその他必要な関係機関へ連絡すること。

(届出事項)

第10条 利用者は次の各号のいずれかに該当する場合は重度身体障害者等緊急通報システム利用者異動届出書により速やかに届出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した時

(2) 緊急連絡先を変更した時

(3) 協力員を変更した時

(4) 第4条に定める対象者の要件に該当しなくなった時

(機器の返還)

第11条 市長は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与してある機器を返還さ

せるものとする。

- (1) この要領で定める対象者に該当しないと認めた時
- (2) この要領に違反した時

(事業者の業務)

第12条 事業者は、利用者に対し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 緊急事態の発生に伴う発報を受診すること。
- (2) 前号の発報を受信した時は利用者の状況を確認の上、その内容により119番通報等により関係機関への協力要請を行うとともに、事業者が専門に設置した現場派遣員を速やかに現場に派遣して、救急隊等の指示に従った対応措置などを行うこと。
- (3) 緊急時以外においても利用者の生活に関する簡単な相談を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるものの他、市長が委託する業務。

(関係機関との連携)

第13条 市長は関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は速やかに東京消防庁清瀬消防署に通知するものとする。

- (1) 第5条第2号により利用者を決定した時（重度身体障害者等緊急通報システム利用者決定・利用者登録内容変更通知書）
- (2) 既に通知した利用者に係る登録の内容を変更した時（重度身体障害者等緊急通報システム利用者決定・利用者登録内容変更通知書）
- (3) 第6条による緊急通報システム機器の設置工事を計画した時（重度身体障害者等緊急通報システム家庭用機器設置計画書）
- (4) 第10条及び異動等のため利用者から事業の利用を必要としなくなった旨の届出があった時（重度身体障害者等緊急通報システム利用者の異動通知書）
- (5) 前各号に定めるほか、事業を実施する上で市長が必要と認めた事項

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表

所得区分	利用者負担	緊急通報システム	緊急通報システム (民間型)
生活保護受給世帯	0円	貸与する機器の購入及び 設置に要する必要に利用 者負担を乗じた額（設置時 のみ）	毎月の利用料に利用者負 担を乗じた額（毎月）
※住民税非課税世帯	0円		
※住民税課税世帯	1割		

※ 地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税（4月から6月までの間に申請する場合は前年度分とし、7月から3月に申請する場合は当該年度）が課税世帯・非課税世帯の者。

※ 市町村民税課税世帯で利用者又はその配偶者のうち市町村民税所得割の納税額が46万円以上の場合は利用対象外とする。